

# 市民の皆様へ【緊急のお知らせ】

## 1人につき10万円の給付金について

国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」としている『特別定額給付金』事業について、新発田市は以下の内容で実施します。

**1 対象者** 令和2年4月27日（基準日）に新発田市住民基本台帳に記録されている方

**2 給付額** 1人につき10万円

**3 受給権者** 世帯主 ※ 但し、世帯主の委任により代理人が受け取ることができます。

**4 申込方法** 新発田市から令和2年5月11日（月）に、世帯主あてに申請書類を郵送します。但し、全世帯に届くまでに、6日程度かかる場合があります。予めご了承ください。なお、申込締切日は、令和2年7月31日（金）です。

### (1) 郵送による申込・・・受付開始日：令和2年5月12日（火）

申請書類に振込先口座等の必要事項を記入し、通帳の写し（口座情報が記載された部分）と運転免許証等の本人確認書類の写しを返信用封筒に入れて郵送してください。

※入金が遅れる原因となります！ 口座番号、名義人などは正確にご記入ください。

### (2) オンラインによる申込・・・受付開始日：令和2年5月1日（金）予定

※マイナンバーカードをお持ちの方が利用可能です。また、国の対応により受付開始日が変更になる場合があります。

国の電子申請機能『ぴったりサービス』で、振込先口座や口座確認書類を入力または添付し、申請してください。本人確認は電子署名で行うため、本人確認書類は不要です。

**5 給付方法** 世帯主名義または世帯主から委任された代理人名義口座に給付します。

## 6 給付・口座振込予定日

初回の給付は、オンライン申請を対象として5月8日（金）から開始します。郵送申請分は5月15日（金）から、順次、振込を行います。指定口座への振込には、申請受付から7～10日程度かかる場合がありますので、予めご了承ください。

## 7 専用窓口 新発田市特別定額給付金事務局

〈電話番号〉 ※問合せ内容により、電話番号が異なりますのでご注意ください。

① 給付制度の内容や申請方法など → (0254) 21-4600

② 受給権者以外の方の申請方法など → (0254) 21-4610

〈所在地〉 新発田市大手町1-1 4-1 3 (旧総合健康福祉センター・いきいき館)

## 8 専用窓口開設日時

① 5月1日(金)～5月31日(日)

平日 午前8時30分～午後7時

土曜日・休日 午前8時30分～午後5時

② 6月1日(月)～7月31日(金)

平日 午前8時30分～午後5時

土曜日・休日 開設しません



**それ、詐欺かもしれません。ダメさないで！！**

◎市町村や総務省をかたる不審な電話

◎キャッシュカードの交換を名目とする特殊詐欺

◎個人情報、暗証番号を聞き出そうとする特殊詐欺

※市町村や総務省が、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、「特別定額給付金」の手続きとして、手数料の振込をお願いしたりすることは絶対にありません。まずは警察や家族に相談しましょう！

**新発田警察署 電話 (0254) 23-0110**